

群馬県立障害者リハビリテーションセンター研修室 使用案内

群馬県立障害者リハビリテーションセンターの研修室は、障害福祉を目的に活動される支援団体の人材育成のための研修、勉強会等に使用いただくことができます。

なお、使用には事前の申し込みが必要です。

1 使用条件

- (1)研修等の主催団体の所在地が群馬県内であること
- (2)参加費、資料代、またはこれに類するものを徴収しないこと
- (3)営利を目的としない研修であること

2 使用可能設備

○研修室1 参加人数60人程度

- ・研修室1、正面玄関から研修室1までの廊下、その廊下に面したトイレに限り使用できます。
- ・付属する研修準備室は、窓やエアコン設備はありませんが、講師の控え室として使用できます。
- ・机や椅子のレイアウトは変更できますが、使用後は必ず元の位置にお戻しください。

○付帯設備 事前申込が必要

マイク1本、ワイヤレスマイク2本、マイクスタンド(床置型1本、卓上型2本)、
プロジェクター1台、レーザーポインター2本、固定式スクリーン1台、
移動式ホワイトボード1台、ドラムコード30m1台

○駐車場

- ・構内の外来駐車場を使用できます。
- ・誘導係員が必要となる場合は、使用者が手配をお願いします。
- ・当センター構内には身障者用駐車場が5台分ありますが、研修参加者の使用については、最大2台までになります。
- ・駐車場での事故等について、当センターは一切の責任を負いません。

3 使用時間帯

原則 平日 9:00～18:30(準備・片付けの時間も含む)

- ・年末年始(12月29日～1月3日)は使用できません。
- ・17:30以降は警備員のみとなりますので、付帯設備の貸出・使用方法の確認には対応できません。

4 使用料

無料

5 使用申込・受付

原則として、使用月の3ヵ月前の月初日午前9時から申込が可能です。

例:1月30日の使用の場合、前年10月1日から申込可能

(1日が土日・祝祭日・年末年始の場合は、初めの平日)

○予約及び申請受付時間…平日 9:00～17:00

○予約手順

空き状況確認	電話でのお問い合わせ可 (電話番号:0270-24-2678)
↓	
仮予約	電話及び口頭での予約は仮予約となります ・団体の電話番号(固定電話)と担当者の電話番号(平日 9:00～17:00で連絡がとれる番号)が必要です。
↓	
使用申請書の提出	使用日の1ヵ月前までに提出してください ・当センターホームページより使用申請書をダウンロード し、必要事項をご記入の上、研修案内や募集要項等内容 の分かる書面を添付し、返信用定形封筒(返送先の郵便 番号・住所・宛名を明記し、切手を貼付)を同封して、郵 送にてお送りください。 ・団体の規約、規則及び活動内容等の資料を提出してい ただく場合があります。
↓	
使用承認書の発行 (本予約)	使用申請書を審査の上、使用承認書を発行いたします

○申し込みの際は、担当者を明らかにして、当センターと連絡がとれるようにしてください。

○申請内容に変更が生じた場合は、直ちにお知らせください。

(使用日・使用時間・研修の名称変更など。再度申請が必要になることもあります。)

6 使用上の注意

○使用の際は、使用承認書の原本を受付に提示してください。

○研修参加者の受付は管理事務室前で行ってください。廊下の通行の妨げにならないようにご配慮願います。

○感染対策のため、37.5℃以上の熱・咳・のどの痛みがある(3日以内)、下痢症状がある場合は、立ち入りを固くお断りします。受付時に体温を測定し、37.4℃以下であることを確認してから研修室へご移動ください。

- 研修参加者であることがわかる目印(「研修中」と記したホルダーやラベル)をご用意ください。目印を装着されていない場合は不審者として対応することがあります。
- 施設利用者の生活エリアには立ち入らないでください。
- 飲食物の持ち込みなどの行為には事前に承認が必要です。飲食したゴミは、各自で持ち帰ってください。トイレなどのゴミ箱に捨てないようにご注意ください。
- 施設内での寄付金の募集、書籍等物品の販売はできません。
- 施設内での火気の使用はできません。
- 喫煙については、研修参加者用の喫煙場所はありませんのでご遠慮ください。
- 壁、柱、ガラス等への画鋏、釘、セロテープ類の使用はお断りいたします。
- 建物、設備、備品、器具等を毀損、破損、汚損または滅失したときには、必ずお申し出ください。使用者の方に損害を賠償していただくことになります。また、今後の使用をお断りする場合があります。ご注意ください。
- 放送・呼び出しについては、対応しません。
- 節電、節水にご協力ください。
- 使用後は元の状態(配置レイアウト、消灯、空調のスイッチOFF等)に戻してから受付までお越しください。

7 使用承認の取り消し及び、使用制限

- 次の場合は、使用承認を取り消しまたは使用を制限することがあります。
 - ・使用条件、遵守事項、係員の指示を守らないとき。
 - ・使用権を第三者に譲渡、転貸したとき。
 - ・偽りの申請など不正な手段によって使用の許可をうけたとき。
 - ・施設又は付帯設備を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ・管理又は運営上支障があるとき。
 - ・公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
 - ・公序良俗に反する、または入所施設へ及ぼす影響が過大であると判断されるとき。
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力構成員であるとき。

※ 申請に伴う個人情報については、法令、条例及び規定に基づき、適正に取り扱います。